変　　　　更　　　　届

|  |  |
| --- | --- |
| 業　務　の　種　別 |  |
| 登録（許可）番号及び登録（許可）年 月 日 | 第　　　　　　　号　　　　　　年　　月　　日 |
| 製造所（営業所、店舗、主たる研究所） | 所 在 地 |  |
| 名　　称 |  |
| 変更内容 | 事　　　項 | 変　更　前 | 変　更　後 |
|  |  |  |
| 変更年月日 | 　　　年　　　月　　　日 |
| 備　　　　　　　　　考 |  （電話） |

　　上記により、変更の届出をします。

　　　　　　　年　　　月　　　日

住　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

長野県知事

長野市長　　殿

変　　　　　更　　　　　届

|  |  |
| --- | --- |
| 事　 項 | 毒物劇物営業者…………店舗の名称等を変更したとき特定毒物研究者関係……氏名又は住所等を変更したとき |
| 根拠法令 | 法第10条　　施行令第36条の４施行規則第10条の２、第10条の３、第11条 |
| 提出部数 | 毒物劇物輸入業者、製造業者、特定毒物研究者　２部提出（正１部　薬事管理課、副１部　保健所）毒物劇物販売業者　長野市内：１部提出、長野市以外：２部提出 |
| 添付書類 | １　毒物劇物営業者関係(1)　登録を受けた法人の名称の変更……登記事項証明書等(2)　登録を受けた法人の主たる事務所の所在地の変更……登記事項証明書等(3)　毒物又は劇物の貯蔵設備等の変更ア　変更前の貯蔵設備等の図面イ　変更後の貯蔵設備等の図面(4)　店舗の名称の変更……添付書類なし(5)　登録に係る毒物又は劇物の品目（当該品目の製造又は輸入を廃止した場合に限る。）２　特定毒物研究者関係(1)　氏名又は住所を変更したとき。(2)　主たる研究所の名称又は所在地(3)　特定毒物を必要とする研究事項(4)　特定毒物の品目(5)　主たる研究所の設備の重要な部分 |
| 注　　意 | 製造（輸入）業の変更届（登録を受けたものの氏名、住所及び営業所名称）にあっては、法第12条にかかる法定表示変更に留意すること。販売業で、販売する品目が変更（特定品目→一般など）の場合は、廃止、新規の手続きが必要輸入業又は販売業において、現品取扱のない事業所が同一ビル内で移転（フロア内移動又は階移動）する場合については、変更届で手続きすることができる |
| その他 | 副申（様式第23号）……設備変更届の場合のみ必要30日以内に届け出られなかった場合には遅延理由書 |